

## 返戻金制度に関する事項

自社の紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を紹介先に返還する。但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに紹介先の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 80%を返金
- ・入社後 3 か月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%を返金

前項の返還金は、当該応募者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、紹介先の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は自社の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。